

令和 6 年度 第 2 回 山口地方労働審議会

～令和 6 年度重点事項等実施状況～

日時：令和 7 年 3 月 11 日（火） 15 時～17 時

場所：防長苑（山口市熊野 4 - 29）

厚生労働省 山口労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第 1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援の推進、非正規雇用労働者の処遇改善等

・・・・・・・・・・ 4

第 2 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の支援

1 リ・スキリングによる能力向上支援・・・・・・・・・・ 9

2 成長分野等への労働移動の円滑化・・・・・・・・・・ 11

3 中小企業等に対する人材確保の支援・・・・・・・・・・ 13

第3 多様な人材の活躍と魅力のある職場づくり

- 1 フリーランスの就業環境の整備・・・・・・・・・・・・・15
- 2 仕事と育児・介護の両立支援・・・・・・・・・・・・・16
- 3 ハラスメント防止対策、働く環境改善等支援、女性活躍支援・・・19
- 4 安全で健康に働くことができる環境づくり・・・・・・・・・・・・・21
- 5 多様な働き方、働き方・休み方改革・・・・・・・・・・・・・26
- 6 多様な人材の就労・社会参加の促進・・・・・・・・・・・・・27
- 7 就職氷河期世代、多様な問題を抱える若年者・新規学卒者の支援
・・・・・・・・・・・・・28

第1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

- 賃金の引上げに向けた生産性向上に取り組む中小企業を支援する「業務改善助成金」の周知・活用の推進に取り組んできた。【①】
- 使用者団体や事業場等に対して、業務改善助成金を積極的に周知した結果、申請件数は前年同時期の約1.2倍増と急増している。【②】
- 業務改善助成金の一層の利用促進のため引き続き周知を図るとともに、申請事業場が計画した設備投資等の生産性向上の取組を速やかに実施できるよう迅速かつ適切な業務処理が求められる。

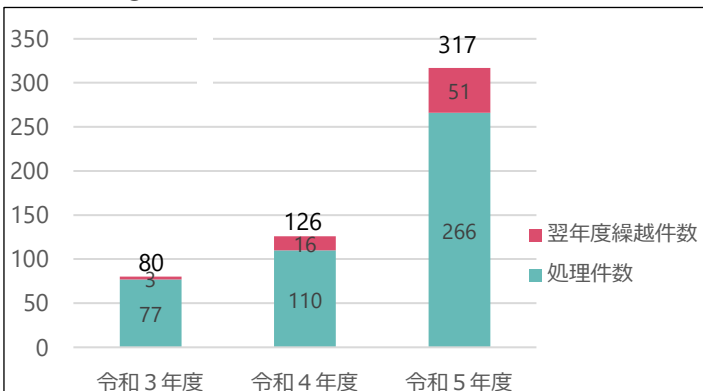
<これまで(今年度)の取組>

- ・使用者団体(55)、生活衛生同業組合(10)、その他社会保険労務士会など団体(4)、金融機関(6)、県市町(20)に周知依頼文(局独自リーフレット)を送付し、局ホームページや広報誌への掲載を依頼(4月)。
- ・労働保険年度更新申告書受付相談会12会場でリーフレット配付(6～7月)。
- ・山口県商工会連合会から要請を受けて、経営指導員研修会で業務改善助成金制度を説明(7月26日)。

<今後の取組(来年度に向けた方針)>

- ・山口版「賃金引き上げ取組事例集」を活用し、企業における賃金引上げの取組の好事例を広く周知する。
- ・生産性向上(設備・人への投資等)や正規雇用と非正規雇用の間の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ労働市場全体の「賃上げ」を支援するために令和7年度において拡充が予定されている各種支援助成金と併せて周知する。

【①】業務改善助成金申請処理状況



【②】令和6年度 業務改善助成金申請処理状況

申請件数	交付決定
348件 (296件)	277件 ※1 (216件) ※2

注) 令和7年1月末現在、()は前年同月数値

※1 前年度(令和5年度)繰越分の51件を含む

※2 前年度(令和4年度)繰越分の16件を含む

賃金引上げ事例紹介動画(YouTube)



第1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

(2) 最低賃金制度の適切な運営

- 山口地方最低賃金審議会において充実した審議が尽くせるよう公益委員を中心に丁寧な調整を行う等、経済情勢を踏まえ、円滑な運営に取り組んだ結果、目安額を1円上回る51円、過去最高額の引上げで結審し、10月1日発効となった。
- 特定最低賃金（4業種）に係る審議会において、労使各委員がイニシアティブを発揮して充実した審議が尽くせるよう円滑な運営に努め、10月15日までに全ての特定最低賃金の引上げが結審し、12月15日発効となった。

<これまで（今年度）の取組>

- ・ 山口県最低賃金引上げの答申後、審議会会長、部会長及び労働局長による記者会見を実施し、大きくニュースに取り上げられた。
- ・ 最低賃金の改正決定後、「山口県最低賃金周知キャンペーン」を実施するとともに【①】、地方公共団体、使用者団体等483か所（特定最低賃金改正決定後は556か所）に対し広報誌等への掲載を依頼するとともに、周知用リーフレットを送付。
- ・ 山口版「賃金引き上げ取組事例集」を作成し、使用者団体を中心に周知した。【②】
- ・ 令和7年2月を中心に最低賃金の履行確保に係る監督指導を実施。

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・ 県内の賃上げの動向、経済情勢などを的確に把握するとともに、賃金引き上げを行った企業の事例集の作成し、周知する。

【①】山口県最低賃金周知キャンペーン



【第1弾】レノファ山口ホームゲーム
(維新みらいふスタジアム)



【第2弾】下関駅前・大丸前

【②】賃金引き上げ取組事例集



最低賃金周知用リーフレット



第 1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

(3) 監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底

- 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、監督署から情報提供を受けることにより、「労働者派遣法」及び「パートタイム・有期雇用労働法」に基づき効率的な報告徴収を行い、同法第 8 条「不合理な待遇の禁止」に関する是正指導の実効性を高めてきた。
- 令和 5 年度に行った報告徴収のうち、監督署の情報提供に基づくものの同割合は54%となるほか、法第 8 条の是正指導率は27.4%となり、令和 4 年度と比べ約 8 倍に増加した。【①】 【②】
- 報告徴収の結果、法違反には当たらないものの、雇用管理改善に向けた取組が望まれる企業に対して、「働き方改革サポートオフィス山口」（以下「サポートオフィス山口」という。）の活用など支援策の周知を図ることにより、企業の自主的な取組を促し、非正規雇用労働者の待遇改善に向けた確実な取組に繋げていく必要がある。

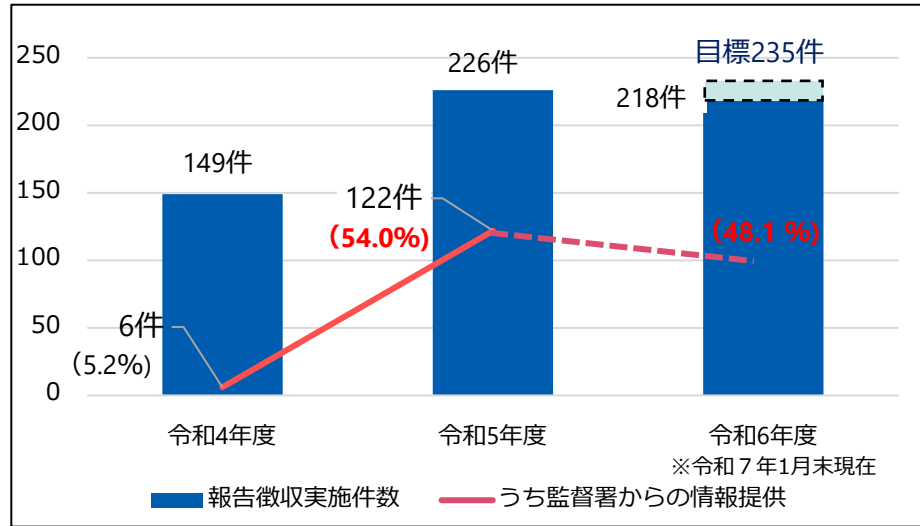
<これまで（今年度）の取組>

- ・パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収の年間計画件数235件に対して、1月末までに218件実施（実施率92.8%）。
- ・労働者派遣法に基づく指導は年間目標47件に対して、1月末までに14件実施（実施率29.8%）。

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・引き続き同一労働同一賃金の考え方等、法及び支援策の周知を図るとともに、報告徴収等の実施により着実な法の履行確保を図る。

【①】 同一労働同一賃金に係る報告徴収件数



【②】 パートタイム・有期雇用労働法の施行状況

	山口局	全国
令和4年度 報告徴収の実施件数	149件	3,498件
うち第8条是正指導件数 (是正指導率)	5件 (3.4%)	144件 (4.1%)
令和5年度 報告徴収の実施件数	226件	11,173件
うち第8条是正指導件数 (是正指導率)	62件 (27.4%)	2,596件 (23.2%)
令和6年度 報告徴収の実施件数 (※令和7年1月末現在)	218件	
うち第8条是正指導件数 (是正指導率)	64件 (29.4%)	

Red arrow indicating an 8-fold increase in the number of corrective guidance cases from Heisei 4 to Heisei 5. Grey arrow indicating a 5.7-fold increase in the percentage of corrective guidance from Heisei 4 to Heisei 5.

第1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

（４）非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

○ いわゆる「年収の壁」対策として令和5年10月に策定された「年収の壁・支援強化パッケージ」の円滑な施行に向け、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）の周知について、様々な方法を用いて積極的に取り組んできた。

また、サポートオフィス山口では、非正規雇用労働者の処遇改善を含む、中小事業主の「働き方改革」に関する様々な課題について、専門家（社会保険労務士）による電話・窓口相談、企業訪問コンサルティング、事業主向けセミナーの開催と講師派遣などのワンストップ支援を行っている。【①】

○ キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）については、年金事務所と連携した説明会の開催、ラジオCMの放送、ハローワークにおける事業所訪問等による周知などに取り組んだ結果、事業主からの計画届は順調に提出されている。【②】

<これまで（今年度）の取組>

- ・10月の社会保険適用拡大を見据え、7月1日から9月20日までを集中取組期間として目標数を定め、ハローワークにおける事業所訪問による活用勧奨を実施。【③】
- ・事業主向け説明会の場を活用し参加企業に対して周知した。【④】
- ・県内11商工会議所が発行する会報に周知用リーフレットの折込みを行った（20,150枚）。

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

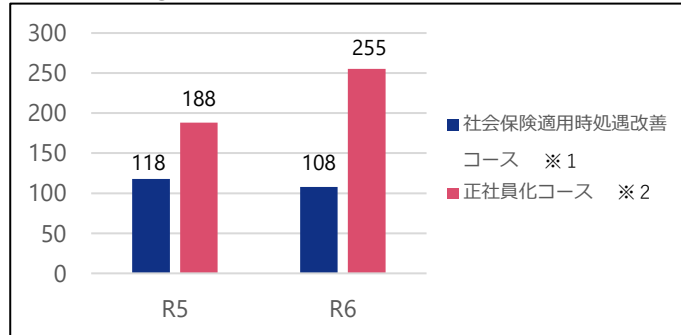
- ・ハローワークの窓口、事業所訪問及び各種説明会の場など、あらゆる機会を活用して積極的な活用勧奨を実施する。

【①】働き方改革サポートオフィス山口の活動実績

		目標	実績	進捗率
令和6年度	相談件数	480件	442件	92.1%
	訪問コンサルティング件数	460件	431件	93.7%
	セミナー回数	40回	38回	95.0%

※R7.1月末

【②】計画届受理件数



※1 R6は1月末日時点の実績。

R5は、10月～3月の6ヶ月平均に10ヶ月（4月～1月）を乗じた数値

※2 R6は1月末日時点の実績。

R5は年間平均に10ヶ月（4月～1月）を乗じた数値

【③】活用勧奨件数 ※7/1～9/20

目標数	117社
実績	260社
進捗率	222.2%

【④】事業主向け説明会周知実績

名称	参加企業数
学卒求人説明会	920社
算定基礎届事務講習会	1,740社

(5) ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

- 職業訓練の支援を行う必要があるとハローワークが認めた方に、「公共職業訓練」や雇用保険を受給できない方などが生活支援の給付金を受給しながら無料で受講できる「求職者支援訓練」の受講勧奨を行い、訓練期間中も訓練実施施設と連携した就職支援を実施した【①】
- ハローワークに「すまい・生活・しごと総合サポート（ハローワーク・ワンストップ窓口）」を設置。生活保護受給者や住居確保給付金受給者、生活困窮者等に対して求職者支援制度（特に、「職業訓練受講給付金」（月10万円＋通所手当＋寄宿手当））などの説明や職業訓練への応募勧奨もワンストップで行っており、雇用保険受給ができない方の安定就労に向けた総合的な支援を積極的に行っている。
- 「公的職業訓練」や「求職者支援制度」について、ハローワークを利用していない潜在的求職者の掘り起こしによる周知が必要。

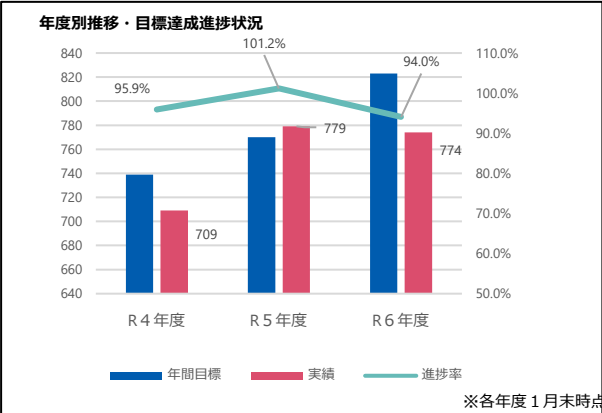
＜これまで（今年度）の取組＞

- ・ 児童扶養手当の現況届を提出される 8 月に、県内16市町、18会場に出張相談窓口を設置し、常設窓口のある下関市と合わせて「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施。【②】
- ・ 山口県、山口職業能力開発促進センター（ポリテクセンター山口）との共催により、11月10日のＪリーグ公式戦にて「ハロートレーニング」の周知活動を実施。【③】

＜今後の取組（来年度に向けた方針）＞

- ・ 雇用保険を受給できない方の再就職や転職を促進するため、求職者支援制度の積極的な周知・広報を引き続き実施し、活用を推進する。

【①】 公的職業訓練修了後3ヶ月後の就職件数



【②】 ひとり親全力サポート実施状況

	窓口設置自治体数	相談件数	支援対象者となった数
R5	17	113	25
R6	17	132	38

※常設窓口（下関市）を含む。

【③】 「ハロートレーニング」周知活動



令和6年度ハロートレーディングコンクール
ポスター部門 山口労働局長賞受賞作品



第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の支援

1 リ・スキリングによる能力向上支援

(1) 指定された教育訓練を修了した場合の一部支給による経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援

(2) 在職時からの継続的な支援を行うキャリア形成／リスキリング推進事業の実施

- 労働者の主体的なリ・スキリングによる能力向上支援の充実に向け、企業や学校に対する支援拠点として、山口市に「キャリア形成・リスキリング支援センター」（以下「センター」という。）を設置するとともに、県内の全てのハローワークにも専門の相談コーナーを設置し、個人に対してジョブ・カード及び労働市場や職業・教育訓練等に関する情報を活用したキャリアコンサルティングを実施している。【①】
- 教育訓練を受講した場合に費用の一部が支給される教育訓練給付制度について、山口地域職業能力開発促進協議会などを通じて地域の訓練ニーズの把握に努め、ニーズの高い分野の訓練実施機関に対して、制度の周知や講座指定申請勧奨を継続している。【②】
- 山口県の教育訓練給付の指定講座の内訳は、輸送・機械運転関係が約3分の2を占めているが、今後、講座の需要が見込まれる分野を適切に把握し、そのニーズにマッチした訓練を確保するよう働きかけることが求められる。【③】

<これまで（今年度）の取組>

- ・ 指定講座拡大に係る企業等の訪問による申請勧奨を行った（輸送・機械運転関係、医療・社会福祉・保健衛生関係、情報関係など8社）。
- ・ 企業に対する支援内容周知のため、人材開発支援助成金の支給決定通知にセンターのリーフレットを同封。
- ・ 令和6年度第1回山口地域職業能力開発促進協議会において、県内の教育訓練給付制度の指定講座の状況等を説明するとともに、地域の訓練ニーズを踏まえた適切な訓練確保等について協議（10月30日）。

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・ 改正雇用保険法等により、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する教育訓練休暇給付金や、雇用保険被保険者以外の者に対して教育訓練費用と生活費を融資する新たな融資制度が令和7年度10月の創設・施行予定であり、円滑な施行に向けて周知を図る。

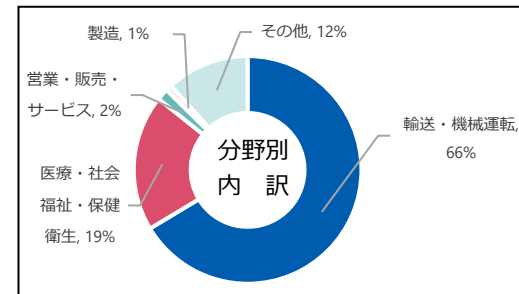
【①】 キャリア形成・リスキリング支援センターリーフレット



【②】 教育訓練給付制度リーフレット



【③】 山口県の分野別指定講座状況



第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の支援

1 リ・スキリングによる能力向上支援

(4) 労働者の主体的なリ・スキリングを支援する中小企業への賃金助成の拡充等による企業における人材育成の推進

- 令和4年度以降、企業における人への投資を強力に支援するため、労働者に職業訓練等を実施した際の経費や期間中の賃金を助成する人材開発支援助成金の「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスクリリング支援コース」の活用勧奨にあらゆる機会を通じて取り組んできた。
- 個別企業に対する活用勧奨を強化した結果、当該コースの計画届受理件数は令和5年度以降、大きく増加している。【①】

<これまで（今年度）の取組>

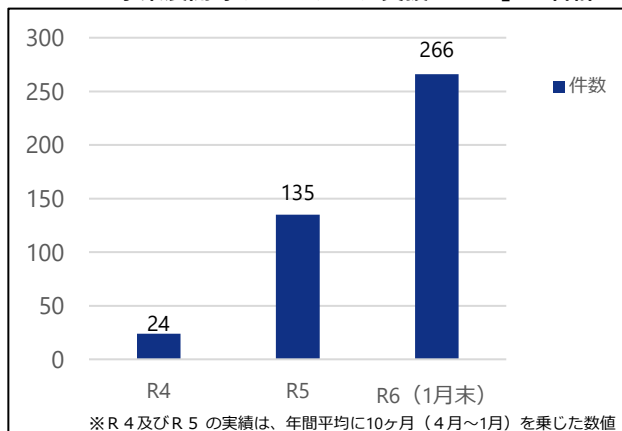
- ・ハローワークごとの目標数を設定し、原則事業所訪問による個別企業に対する活用勧奨を実施。【②】
- ・建設業及び運送業におけるトレンド（DX化、2024年問題）に対処する場合の助成金活用事例にフォーカスしたリーフレットを作成し、事業所訪問による活用勧奨や学卒求人説明会等において配布し周知を図った。
- ・訓練実施機関（自動車学校：5校）を訪問し、当該コースについて周知を依頼。
- ・事業主向けセミナーを開催し、助成金の活用事例を交えた説明を実施。【③】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・引き続き、活用事例の多い訓練の実施が見込まれる事業所を選定し計画的な活用勧奨に取り組む。【④】

【①】 計画届受理件数

「人への投資促進コース」及び
「事業展開等リスクリリング支援コース」の合計



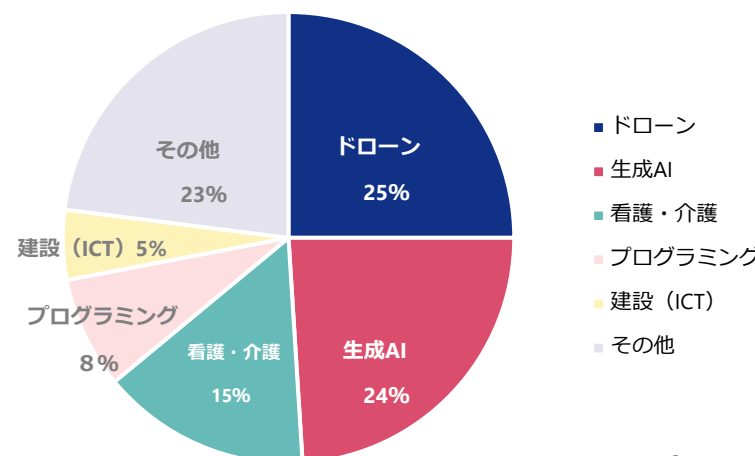
【②】 活用勧奨件数 ※R7.1月末

年間目標数	669社
実績	901社
進捗率	134.7%

【③】 事業主向けセミナー開催実績

開催日	名称	参加企業数
10月29日	人手不足時代の 人材確保セミナー	9社
11月15日	求人事業所向け セミナー	31社

【④】 訓練の活用事例割合



第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の支援 2 成長分野等への労働移動の円滑化

(3) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

○ 山口県は人口減少率が高く、少子高齢化が全国平均より早いペースで進行しており、産業人材の確保をはじめ地域経済の活性化に影響を及ぼしており、地域産業を支える人材の確保・育成を目的に国の「地域活性化雇用創造プロジェクト」（以下「地プロ」という。）（山口県人材確保・育成促進事業）【①】に取り組んでいる。

また、山口県（平成27年3月）、下関市（平成28年3月）、山口市（平成29年7月）、周南市（令和6年3月）と雇用対策協定を締結し地域の雇用対策に取り組んでいる。

○ Uターン就職希望者の県内移住就業などに取り組む「地プロ」を着実に実施するとともに、雇用対策協定の締結先である地方公共団体（以下「地公体」という。）を増やすなど、国と地公体が地域の課題に一丸となって取り組むことが必要である。

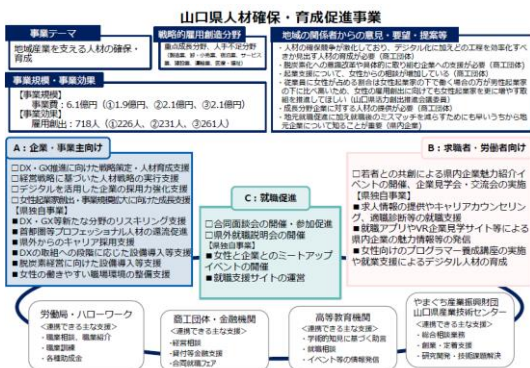
＜これまで（今年度）の取組＞

- ・助成金センター、ハローワーク、山口県において、「地プロ」の特例による人材確保を目的とした助成金の周知を実施。
- ・就職面接会、やまぐち未来のしごとフェスタ【②】、高齢者就職支援セミナーなど雇用対策協定に基づく事業を地公体と連携・開催。
- ・「県内企業人材確保促進月間」における企業・経済団体への共同要請（5月31日）。【③】
- ・「ふるさと山口Uターンフェア」の開催。その他、労働局・ハローワーク・地公体と各種の雇用対策事業を共同で実施。
- ・「ふるさと山口WEB就職フェア」や「建設企業合同説明会」【④】の開催など、地公体と連携して地域の実情に応じた雇用対策を実施。

＜今後の取組（来年度に向けた方針）＞

- ・地域の課題・ニーズに即した雇用対策の実施のため、雇用対策協定未締結の地公体への協定締結に向けた働きかけを行う。
- ・地プロ参加事業主に対するハローワークの人材確保支援（求人充足支援）の実施する。

【①】 地域活性化雇用創造プロジェクト



【②】 やまぐち未来のしごとフェスタ



資料提供 KRY（山口放送）

【③】 経済団体要請

若者の県内就職促進を 経営者団体に魅力的な職場づくりを要請

05月31日 15時39分



【④】 建設企業合同説明会



第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の支援 2 成長分野等への労働移動の円滑化

(3) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

○ 県内5つの国公立大生に対しアンケート（回答数231）【①】を実施するとともに、同アンケート結果をもとに、県内就職・生活に関する意見を拝聴するための「大学生との意見交換会」を実施。（12月21日）

【意見交換会での大学生の主な意見】

「県内企業を知らない」「企業に『出前授業』をしてほしい」「希望する業種・職種が県内にない」など。

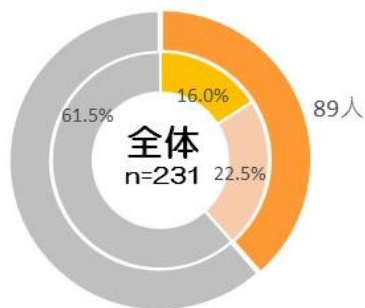
<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・アンケート結果及び意見交換会の内容を取りまとめ広く発信する。県内企業に対する人材確保に向けた支援の際に活用するとともに、大学生に向けても県内就職を考える契機として発信し、県内企業の情報が伝わるよう取り組む。

【①】山口県内就職促進のためのアンケート《調査結果》

就職希望地《複数回答》

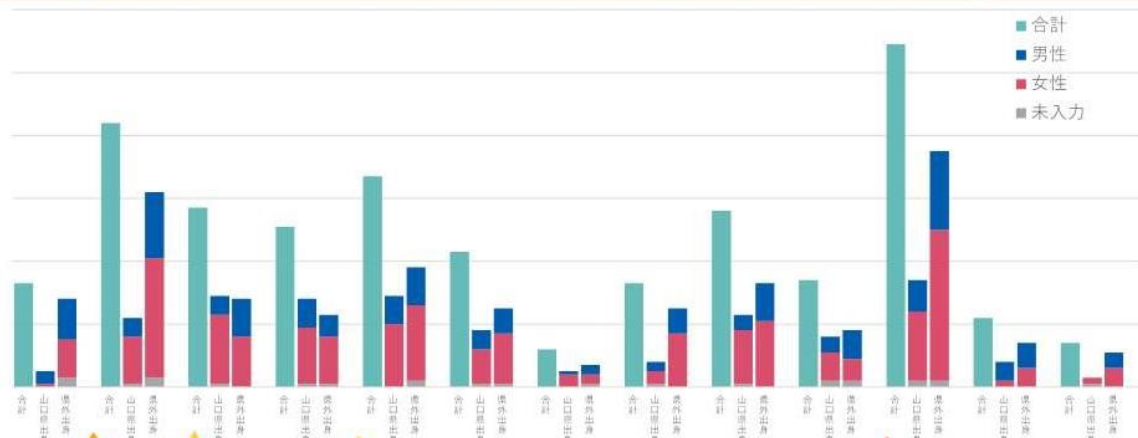
就職希望地



※複数回答可

	山口県のみ 選択	両方選択	山口県外のみ 選択
合計 (n=231)	37人 (16.0%)	52人 (22.5%)	142人 (61.5%)

山口県での就職・起業で不安なこと《複数回答》



	生活できるか (家賃、物価など)	山口県の企業を よく知らない	企業数が少ない	業種・職種が 限られている	賃金が安い	キャリアアップ のための選別 があるか	福利厚生が乏し い	人間づくりが 難しい	視野を広げにく い	転職の選択肢が あるか	就業が少ない	不安はない	その他
合計 (n=231)	33人 (14.3%)	84人 (36.4%)	57人 (24.7%)	51人 (22.1%)	67人 (29.0%)	43人 (18.6%)	12人 (5.2%)	33人 (14.3%)	56人 (24.2%)	34人 (14.7%)	109人 (47.2%)	22人 (9.5%)	14人 (6.1%)
山口県出身 (n=84)	5人 (6.0%)	22人 (26.2%)	29人 (34.5%)	28人 (33.3%)	29人 (34.5%)	18人 (21.4%)	5人 (6.0%)	8人 (9.5%)	23人 (27.4%)	16人 (19.0%)	34人 (40.5%)	8人 (9.5%)	3人 (3.6%)
県外出身 (n=147)	28人 (19.0%)	62人 (42.2%)	28人 (19.0%)	23人 (15.6%)	38人 (25.9%)	25人 (17.0%)	7人 (4.8%)	25人 (17.0%)	33人 (22.4%)	18人 (12.2%)	75人 (51.0%)	14人 (9.5%)	11人 (7.5%)

第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の支援

3 中小企業等に対する人材確保の支援

(1) ハローワークにおける求人充足サービスの充実

- ハローワークにおいて、求人条件の緩和や魅力ある求人票の作成等の助言、事業所訪問等を通じた事業所情報の収集など、求人者支援の充実を図っている。
- 求人者支援員は個々の求職者に適合する求人の開拓、求人充足に向けて求職者が応募しやすい求人内容の設定や求人条件の緩和等の助言、積極的マッチングによる求人充足業務等をきめ細かく行っている（求人者支援員による充足数 1人当たり268人 1月末現在）。【①】
- 求人者に対しては、魅力的な求人でない限り求人充足が難しいという認識を持って、事業所訪問による情報収集や、求人者に対する能動的な働きかけを量・質ともにより一層充実させる必要がある。

<これまで（今年度）の取組>

- ・11月を「求人充足強化月間」と定め、各ハローワークで期間中に各種イベントを開催するなど、求人充足サービスを強化。
- ・6月に若手職員、7月に統括職業指導官に対して担当職員向け研修を行い、求人部門職員の育成を行った。
- ・「求人充足強化月間」周辺において、各ハローワークで各種イベントを開催。【②】
- ・山口所、防府所及び労働局の共催により、山口市において就職面接会を開催。【③】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・引き続き、魅力的な求人でない限り求人充足が難しいという認識に立って、事業所訪問による情報収集や、求人者に対する能動的な働きかけを量・質ともにより一層、充実するように取り組む。

【①】 求人者支援員による充足数（1月末現在）

年間目標数 (1人当たり)	263人以上
実績 (1人当たり)	268人
進捗率 (1人当たり)	101.9%

【②】 人材確保セミナー（徳山所）



【③】 山口・防府地域合同就職説明会

山口・防府 地域合同 就職説明会

全社の雰囲気を感じ
られる機会です

参加
無料

入退
自由

服装
自由

事前申
込不要

日時 令和6年 12月 12日 (木)
13:00～15:30 (受付12:30)

場所 KDDI維新ホール 1階メインホール
(山口県山口市小郡幸和1丁目1-1)

参加企業数 30社

参加対象者 (1) 求職中の一般の方
(2) 2025年3月に大学等卒業予定者(高卒は除く)

※当日は、午後5時30分前には1階ロビーに就職説明会に関する求職者が利用できる場所には、就職を希望する方がおられます。

お問い合わせ先
山口労働局 TEL: 083-993-0000
山口県労働政策支援所 TEL: 083-993-0004
山口県労働政策支援所 TEL: 083-993-0004
山口県労働政策支援所 TEL: 083-993-0004

参加企業数	31社
参加求職者数	40人
面談件数	65件

(2) 人材確保対策コーナー等における人材確保支援

- 近年、多くの産業において、人材不足と人材確保の動きが顕在化しており、従前より人材不足が深刻であった医療・介護、保育、建設、警備、運輸等の人材不足分野【①】の多くの事業所において人材不足の傾向が深刻化し、特に重点的な人材確保の取組が求められている。
- 人材確保対策を効果的・効率的にするため、人材不足分野職種関係団体や山口県等と「人材確保対策推進協議会」【②】（4月23日）を設置し、相互の施策についての理解促進を図るとともに、必要な情報を共有の上、各人材不足分野における連携方策等の取組計画を策定。
- 人材不足分野等の事業主への求人支援の過程において、労働条件や就業環境の整備等の改善にも取り組む必要がある。

<これまで（今年度）の取組>

- ・介護分野におけるマッチングを促進するため、11月に県下全てのハローワークにおいて「介護就職デイ」を開催。
- ・バス・タクシー運転士の人材確保・育成を目的とした共同イベントの開催。【③】また、業界団体と各種セミナーを開催。【④】
- ・建設産業の担い手確保対策の一環として、10月から11月に労働局・ハローワークと山口県が共同で「建設企業合同説明会」を開催。

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・人材不足分野等において地方公共団体等と連携強化を図り、企業と求職者のマッチング(面接会等開催)の促進に取り組む。
- ・人材不足分野等における「雇用管理改善等」について、事業主への支援強化ため雇用管理改善等コンサルタントの活用促進に取り組む。

【①】人材不足分野就職件数（1月末現在）

項目/年度	令和5年度	令和6年度
医療	959	1,119
介護・保育	1,787	1,404
建設	487	489
警備	247	334
運輸	812	1,176

【②】人材確保対策推進協議会

地域交通の維持へ官民一体～運転手確保対策を協議

2024年4月23日 19:57



資料提供 KRY（山口放送）

【③】バス・タクシー運転士体験会
&
就業説明フェア（山口会場）



資料提供 山口市交通政策課

【④】警備業界セミナー
（ハローワーク下関）



第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

1 フリーランスの就業環境の整備

(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知啓発、同法の執行体制や相談体制の充実

- 令和6年11月1日に施行されるフリーランス・事業者間取引適正化等法の周知啓発及び履行確保を図ることで、フリーランスが安心して働ける環境を整備する必要がある。
- フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に備え、フリーランスや発注事業者等に対しあらゆる機会を捉えて法の周知を行った。また、フリーランスが弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を案内した。【①】
- 形式的には業務委託契約を締結していたとしても、労働基準法の労働者性が疑われる事案では、丁寧に話を聞き、労働基準法等の法違反がある場合には、監督署において厳正に監督指導を行う必要がある。

<これまで（今年度）の取組>

- ・使用者5団体に対し労働局長による訪問要請を実施。フリーランスとの取引が多い業界団体等を訪問し、法の説明と実態把握を行った。
- ・関係機関・団体に対する周知依頼、税務署に対する訪問によるリーフレット配架依頼、コワーキングスペースや図書館等フリーランスの利用が見込まれる公共施設へのパンフレット配架依頼等、広範な周知啓発に取り組んだ。
- ・各監督署に労働者性に疑義がある方からの労働基準法等違反に関する相談窓口を設置し、その周知に取り組んだ。
- ・雇均室主催の改正育児・介護休業法等説明会の案内文にリーフレットを同封（1,816社）するとともに、参加者（528人）に対しては法の概要を説明し、周知を図った（1月）。
- ・法施行後は、「フリーランス・トラブル110番」への相談が多い業種（運送業、情報通信業等）の事業所に対して、調査を実施し、法の履行確保を図った。

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・相談や問合せの内容に応じて、労働局所管の事案には適切に対応し、他の行政機関等が所管する事案については、取次ぎを行う。【②】
- ・フリーランスから法違反に関する申出があった場合には、遅滞なく申出内容を聴取し、発注事業者等に対する調査・是正指導等を行い、履行確保を図る。

【①】フリーランス・トラブル110番

フリーランスが発注事業者等との取引上のトラブルなどがある場合に弁護士にワンストップで相談できる窓口



フリーランス・トラブル110番

0120-532-110

（受付時間9:30～16:30 土日祝日を除く）



【②】法違反行為への対応・申出先行政機関

【公正取引委員会・中小企業庁】

- ・取引条件の明示義務（3条）
- ・期日における報酬支払義務（4条）
- ・受領拒否・報酬の減額等の行為の禁止（5条）
- ・報復行為の禁止（6条3項）

【厚生労働省】

- ・募集情報の的確表示義務（12条）
- ・育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（13条）
- ・ハラスメント対策に係る体制整備義務（14条）
- ・中途解除等の事前予告・理由開示義務（16条）
- ・報復行為の禁止（17条3項）

第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

2 仕事と育児・介護の両立支援

（1）業務を代替する体制整備・柔軟な働き方の導入等も含めた仕事と育児・介護の両立支援の拡充

- 育児休業を取得しやすい職場環境の整備、男性の育児休業取得促進等を柱とする育児・介護休業法について、企業指導や説明会等、あらゆる機会を捉えて周知啓発を行ってきた。【①】
- 全国男性の育児休業取得率は30.1%（令和5年度雇用均等基本調査_全国）と前年度調査17.1%から急増したが、令和7年度までに50%とする政府目標には達していない。なお、山口県における男性の育児休業取得率についても、31.0%と前回調査（R1実績10.9%）を大きく上回っている（令和5年度働き方改革推進実態調査）。
- 本年5月、改正育児・介護休業法及び改正次世代育成支援対策推進法（以下「改正法」という。）が成立・公布され、令和7年4月からの段階的施行に向けて、労使団体等と連携して改正内容の周知に取り組む必要がある。

<これまで（今年度）の取組>

- ・山口県と連携し、子育て支援・母子手帳アプリを通じ、子育て世代の方に改正法の概要を周知。
- ・介護離職防止に向けて、地域包括支援センター（以下「センター」という。）との連携強化を図るため、センター職員を対象に「仕事と介護の両立支援制度研修会」を実施。その後もセンターと連携し、センター窓口や地域イベントで、介護休業制度リーフレットを配架。
- ・次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）による子育てサポート企業の認定制度である「くるみん」等について、積極的に取得勧奨し、認定申請手続のフォローアップを行った結果、令和6年度に新たに「くるみん」等認定企業として11社を認定。【②】
- ・「くるみん」等の認定取得に関心が高い建設業の企業を対象とした「えるぼし・くるみん認定制度オンライン説明会」を開催。
- ・「くるみん」等の認定企業を対象に開催した認定通知書交付式において、テレビや新聞等メディアを通して、認定制度及び認定企業の先進的な取組を広く周知。
- ・雇均室主催の改正育児・介護休業法等説明会の案内文にリーフレットを同封（1,816社）するとともに、参加者（528人）に対しては、改正法の内容と併せて、育児休業給付や両立支援等助成金の説明を行った（1月）。

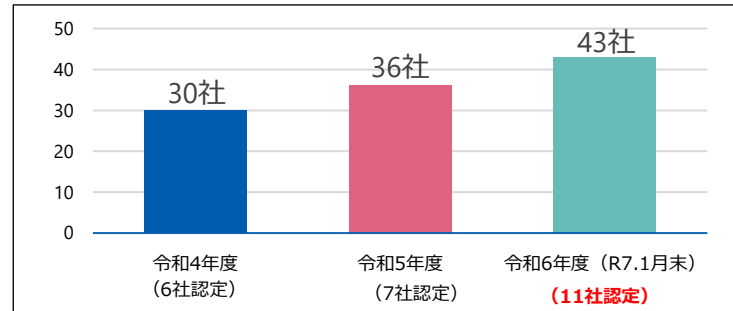
【①】企業の指導件数

	5年度	6年度 ※R7.1月末現在
年間計画数	140社	35社
実績	145社	37社
進捗率	103.6%	105.7%

【①】育児休業取得の状況公表※R7.1月末現在

対象企業	公表済企業	公表率
21社	21社	100%

【②】くるみん等認定企業数の推移（累計、単位：社）



第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

2 仕事と育児・介護の両立支援

（１）業務を代替する体制整備・柔軟な働き方の導入等も含めた仕事と育児・介護の両立支援の拡充

＜今後の取組（来年度に向けた方針）＞

- ・関係機関・団体へ改正法の周知依頼を行い、改正内容の積極的な周知を図る。
- ・育児休業や育児短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用を支援する両立支援等助成金「育休中等業務代替支援コース」の活用を推進し、男女とも仕事と育児を両立しやすい職場環境の整備を図る。【③】 【④】
- ・引き続き、次世代法に基づく「一般事業主行動計画」の届出等の徹底を図る。【⑤】

【③】令和6年度 両立支援等助成金 申請件数

令和6年度 両立支援等助成金 申請等状況

コース名	申請件数	支給件数
出生時両立支援コース	34件（31件）	27件（26件）
介護離職防止支援コース	11件（23件）	15件（4件）
育児休業等支援コース	105件（109件）	84件（102件）
育休中等業務代替支援コース	2件（0件）	1件（0件）
柔軟な働き方選択制度等支援コース※	3件（－）	1件（－）

※ 柔軟な働き方選択制度等支援コースは、令和6年度 新設
※令和7年1月末現在、（ ）は前年同月数値

【④】両立支援助成金（育休中等業務代替支援コース）労働局長要請（9月）



山口県看護協会



中国水工（株）

【⑤】一般事業主行動計画策定企業数（山口県） ※各年度1月末時点

令和5年度	1,388社（うち100人以下努力義務企業 882社）	<届出率99.7%>
令和6年度	2,004社（うち100人以下努力義務企業 1488社）	<届出率100%>

606社増加

第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

2 仕事と育児・介護の両立支援

(2) 子育て中の女性に対するハローワーク等による就職支援の強化

- 子育ての課題を抱えながら就職を目指す求職者に対してきめ細かな支援に取り組むため、ハローワーク下関、宇部、山口、徳山にマザーズコーナーを設置し、子連れでも来所しやすいキッズコーナー【①】を整備するとともに、職業相談や仕事と子育てを両立しやすい求人情報の提供を行っている。
- 情報発信の強化を目的とし、各マザーズコーナーでLINEを活用している。友だち登録者数は徳山：3,808人、下関：2,905人、宇部：3,399人、山口：687人（令和7年1月14日現在）と情報発信に役立てている。
- 関係機関等と連携を強化し、マザーズコーナーの存在を知ってもらうことでハローワークに誘導するとともに、LINEの機能をフル活用し、SNSの情報発信をさらに強化する必要がある。

<これまで（今年度）の取組>

- ・ 様々な子育ての課題を抱えている求職者に対する、担当者制による就職までのきめ細かな支援を実施（目標値を上回る実績）。【②】
- ・ 昨年度のアンケート結果を踏まえ、セミナーのテーマを「年収の壁」、「子育てに合わせた働き方」等に変更し、自己理解等を促すセミナーを年2回実施。【③】
- ・ ハローワーク徳山マザーズコーナーのLINE機能の活用事例（LINEVOOM等）を横展開し、LINE機能をフル活用した情報発信を実施。

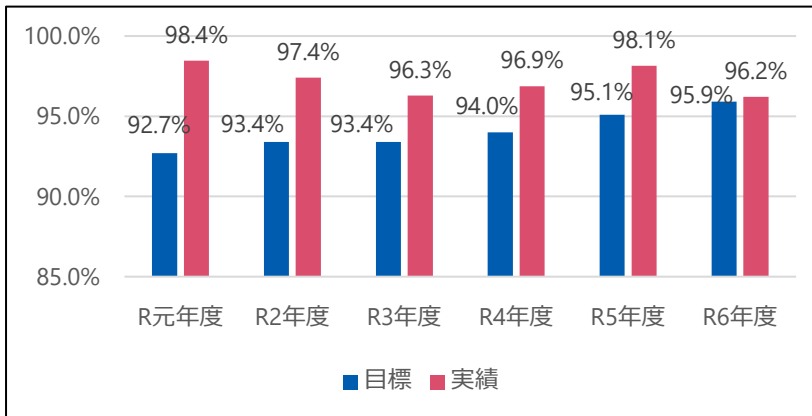
<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・ 引き続き、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保に積極的に取り組み、LINEによる検索しやすい求人情報を発信する。
- ・ オンラインハローワークシステムを用いたオンライン職業相談を実施し、子育て中の求職者に対するさらなる就職促進に取り組む。

【①】ハローワーク下関キッズコーナー



【②】マザーズハローワーク重点支援対象者の就職率の推移



【③】子育て女性等の再就職準備セミナー



ハローワーク徳山（令和7年1月23日）

第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

3 ハラスメント防止対策、働く環境改善等支援、女性活躍推進

(1) 相談支援をはじめとする総合的なハラスメント防止対策の推進

- 労働施策総合推進法（以下「労推法」という。）におけるパワーハラスメント防止対策の全面適用等も踏まえ、職場におけるハラスメント防止対策について、あらゆる機会を通じて周知啓発や指導、相談支援に強力に取り組んできた。
- 企業の理解・準備は着実に進み、ハラスメント防止対策に取り組んでいる企業割合は8割を上回る（全国調査）。一方で、ハラスメントに関する社会的認知も広がっているため、労働相談においては、相談件数が高止まりしている。【①】
- 各種ハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント）について、職場における防止対策が講じられるよう、企業に対して指導等を実施し、法の履行確保を図り、働く環境改善を支援する必要がある。
また、顧客等からのカスタマーハラスメントや、学生に対する就活ハラスメントなど、法律で義務化されていない様々なハラスメント防止対策の推進も重要な課題となっている。

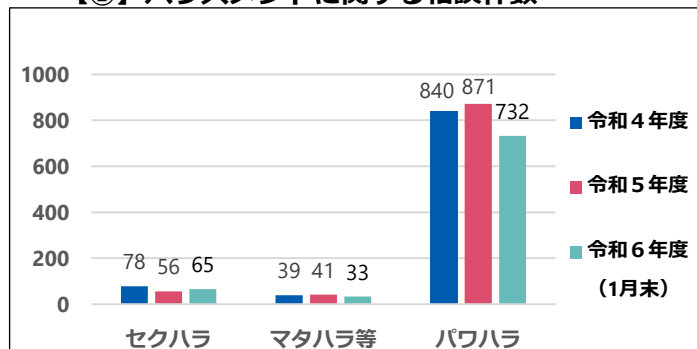
<これまで（今年度）の取組>

- ・ハラスメント防止措置を講じていない企業等に対して、年間40社を目標に各法律に基づく指導を実施。【②】
また、労使間の紛争について紛争解決援助の制度活用を促し、早期解決を支援。【③】
- ・企業団体、大学及び人権擁護委員会等に対する講話において、各種ハラスメントに関する周知・啓発を実施。
- ・過労死等防止対策推進シンポジウムにおいて、各種ハラスメントに対する労働局の取組等に関する講演を実施。
- ・12月を「職場のハラスメント撲滅月間」とし、集中的な広報を実施。【④】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・引き続き厳正な是正・指導に取り組むほか、相談者の相談内容や意向を的確に捉え紛争解決援助を実施する。

【①】 ハラスメントに関する相談件数



【②】 企業の指導件数 ※R7.1月末

年間計画数	40社
実績	38社
進捗率	95.0%

【③】 紛争解決援助制度等件数 ※R7.1月末

パワハラ	労働局長の援助申出件数 26件 調停申請件数 2件
------	------------------------------

【④】 ハラスメント対策の総合情報サイト



ハラスメント予約相談会			
無料です。匿名相談も可能です。			
中山	令和6年12月17日(土) 10:30~13:00 中山労働基準監督署 1階 相談室 予約受付時間 12月14日(水)まで	中山労働局 12/10	中山労働局 12/10
山口	令和6年12月19日(土) 10:00~13:00 山口労働基準監督署 1階 相談室 予約受付時間 12月16日(水)まで	山口労働局 12/12	山口労働局 12/12
宇都	令和6年12月23日(土) 10:30~13:00 宇都労働基準監督署 2階 相談室 予約受付時間 12月20日(水)まで	宇都労働局 12/16	宇都労働局 12/16

総合労働相談件数	令和5年度	11,545件	令和6年度(1月末)	10,606件
----------	-------	---------	------------	---------

第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

3 ハラスメント防止対策、働く環境改善等支援、女性活躍推進

(2) 民間企業における女性活躍推進のための支援

- 女性活躍推進法に基づく「男女の賃金の差異」の情報の公表が確実に行われるように、公表義務がある労働者数301人以上の企業に対し啓発、指導を実施し、着実な履行確保を図るとともに、厚生労働省の企業情報集約サイトである「女性の活躍推進企業データベース」の活用を促した。【①】
- 山口県における現在の男女の賃金の差異の情報公表率は100%。また、令和5年度末時点における女性の活躍推進企業データベースを活用した情報公表率は、全国平均70.6%を上回る82.1%となっている。【②】【③】
- 山口県における男女間賃金格差は77.5%（全国74.8%）と依然として大きい（令和5年度調査）。男女の賃金の差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、要因分析と情報公表を契機とした雇用管理の改善や、より一層の女性活躍に向けた取組を促し、情報公表が義務付けられていない事業主に対しても、女性活躍に向けた取組を促していく必要がある。【④】

<これまで（今年度）の取組>

- ・女性活躍推進法と男女雇用機会均等法に基づく報告徴収を同時に実施し、男女雇用機会均等法の確実な履行確保を図るとともに、女性活躍推進法に基づき、男女の賃金の差異の要因分析や経年比較、説明欄を活用した要因分析の内容等の公表、今後の取組について助言。

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・女性活躍推進法の確実な履行確保を図る。
- ・引き続き男女雇用機会均等法等違反が疑われる事案に対しては、速やかに行政指導等を実施し、法の履行確保を図る。

【①】女性の活躍推進企業データベース



【②】男女の賃金の差異の情報公表の状況 ※R7.1月末

義務企業数 (A)	うち公表済企業数 (B)	公表率 (B/A)
122社	122社	100%

【③】女性の活躍推進企業データベースによる情報公表の状況 ※R6.3月末

	男女の賃金の差異 公表済企業数 (A)	うちデータベース 公表済企業数 (B)	データベースによる 公表率 (B/A)
山口	117社	96社	82.1%
全国	17,843社	12,605社	70.6%

【④】えるぼし・くるみん オンライン説明会

建設事業主の皆さまへ 山口労働局

建設業のための
えるぼし・くるみん 認定制度
オンライン説明会 参加費 無料

日程 2024年9月20日(金)
時間 13:30~15:30
配信方法 Zoomライブ配信
参加費 無料
対象 山口県内の建設事業主、人事労務担当者等

えるぼし
女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に取り組む企業に認定する制度です。

くるみん
女性活躍推進法に基づき、給与・福利厚生等の面で女性に有利な環境を整備した企業に認定する制度です。

第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

4 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

- 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導等を強力に取り組んできた。
- 令和6年度適用開始業務（建設業、自動車運転者、医師）等については、労働時間等説明会（令和3年から5年度までの開催回数延べ180回(参加事業場3,321)）、サポートオフィス山口、山口県医療勤務環境改善支援センターとの連携による労働時間短縮支援を実施してきた。
- 令和6年度適用開始業務等については、取引慣行等の事情を要因とする長時間労働が認められることから、施主や荷主といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ることが課題である。

<これまで（今年度）の取組>

- ・長時間労働が疑われる事業場等に対し、全数、監督指導を実施（実施件数89件 / 年間計画98件（実施率91%））。
- ・11月の過重労働解消キャンペーンにおいて、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催（前年（約70名）を上回る約90名が参加【①】）。また、荷主企業と相互に協力し、物流2024年問題の解決に取り組む株式会社光運送をベストプラクティス企業に選定し、労働局長とベストプラクティス企業、荷主である製薬会社、山口運輸支局長の4者での意見交換等を実施【②】。
- ・「やまぐち物流2024年問題の解決に向けた共同宣言」を踏まえ、荷主要請を163件実施。また、労働者数50人以上の製造業等の企業を対象に「物流2024年問題」に関する荷主アンケートを実施（対象419件、回答率79.2%）し、結果を取りまとめた【③】。
- ・令和6年度適用開始業務等に対する労働時間等説明会を全監督署で計39回実施。

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・引き続き、長時間労働が疑われる事業場に対し、全数、監督指導を実施するとともに、11月の「過労死等防止啓発月間」において、過重労働解消キャンペーンを実施する。また、令和6年度適用開始業務等に対する労働時間説明会等を実施する。

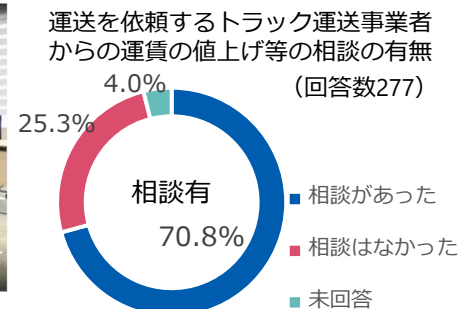
【①】 過労死等防止対策推進シンポジウム 【②】 ベストプラクティス企業との意見交換 【③】 「物流2024年問題」に関する荷主アンケート結果（抜粋）



KDDI維新ホール（11月19日）



山口放送（11月21日）



相談に対する対応内容（複数回答）	回答率
協議の上、運賃を見直した	81.1%
運賃以外の運送条件を見直した	22.4%
燃料サーチャージ分を転嫁した	16.8%
協議するも具体的な合意に至らず	5.1%
今後協議予定である	13.3%

第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

4 安全で健康に働くことができる環境づくり

（2）労働条件の確保・改善対策

- 基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立、定着のために、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処してきた。【①】～【③】

また、法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分ではない中小企業の事業場に対しては、労働時間相談・支援班による適切な労務管理の導入に向けた支援を行ってきた。

- 誰もが安心して働くことができる良好な職場環境を実現するためには、最低基準である労働基準関係法令の履行確保が不可欠であり、そのために労働局及び監督署は必要な権限行使を適正に行う必要がある。

＜これまで（今年度）の取組＞

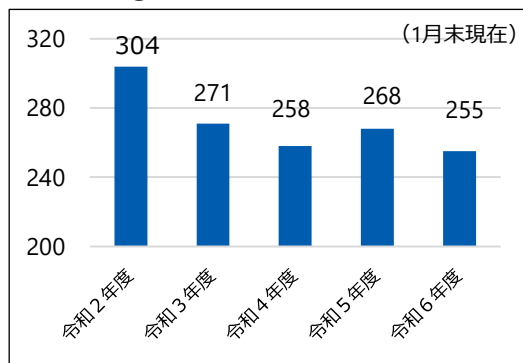
- ・ 申告監督の実施件数は255件（前年度同期比27件（12%）増）である。また、相談・情報に基づく監督実施状況は283件（前年度同期比57件（25%）増）で、うち賃金不払残業は159件（前年度同期比55件（53%）増、情報監督は124件（同2件（2%）増）である。
- ・ 司法事件の送検件数は13件（前年度同期比8件増）で、うち労基法^{注1}（最賃法^{注2}を含む。）関係が7件、安衛法^{注3}関係が6件である。
- ・ 労働時間・相談支援班による相談・支援等の実施件数は68件である。
- ・ 就業規則の届出を行っていない事業場を複数確認したことから、独自リーフレットを作成して速やかな届出を呼び掛けた監督署の取組が労働新聞社発行の労働新聞（発行部数22,500部）に掲載された。

＜今後の取組（来年度に向けた方針）＞

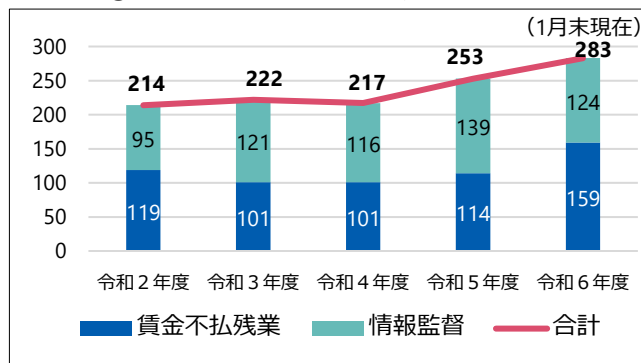
- ・ 引き続き、申告監督、労働者からの相談・情報に基づく監督を優先して実施するとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。

（注釈 注1：労働基準法 注2：最低賃金法 注3：労働安全衛生法）

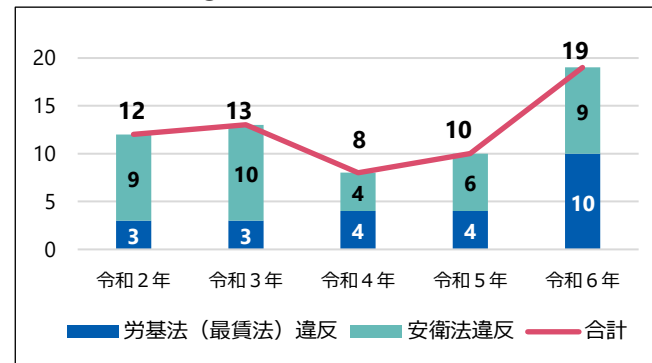
【①】 申告監督実施件数



【②】 相談・情報に基づく監督実施件数



【③】 司法事件送検件数



第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

4 安全と健康に働くことができる環境づくり

(3) 第14次労働災害防止計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

労働災害防止対策について

- 長期的には死亡災害・死傷災害ともに減少しているものの、死亡災害は近年は横ばい、死傷災害は増加傾向にある。令和6年度は熱中症予防対策を最重点課題として取組を実施した。
また、高年齢労働者が労働災害の1/3を占め、転倒災害が労働災害の1/4を占めていることから長期的な課題である。
- 令和5年の死亡災害は4年ぶりに1名減少、死傷災害も6年ぶりに減少したものの、熱中症で3名が死亡した。令和6年の労働災害は、令和7年1月末の速報値で、死亡災害は前年から2名減少、死傷災害は37件・2.9%増加している。

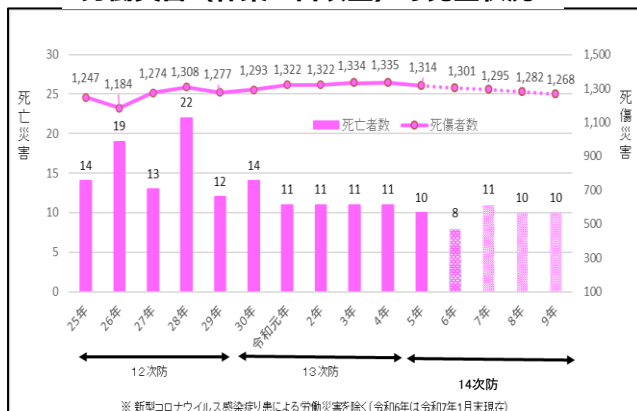
<これまで（今年度）の取組>

- ・ 山口市消防本部（学生消防団）と連携して新山口駅で「熱中症予防街頭キャンペーン」を実施したほか、山口産業保健総合支援センター、大塚製薬（株）び山口市消防本部と連携して、熱中症予防対策セミナーを開催【①】。また、監督指導等（署：879事業場）及び集団指導（局・署：91回）を実施したほか、災防団体や使用者団体等に対し、局署幹部による労働災害防止の要請を実施。
- ・ 転倒や腰痛などの行動災害が増加傾向にある小売業・介護施設を対象に、管内のリーディングカンパニーや関係団体等を構成員とするSAFE協議会にてレノファ健康・元気体操を実施したほか、各SAFE協議会を開催し災害防止の機運醸成を図った。【②】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・ 引き続き、熱中症予防対策を重点事項とし、熱中症予防セミナーや周知活動を実施する。また、SAFE協議会の取組（事例集などの作成）を継続するとともに、監督指導等及び各種会合等あらゆる機会をとらえて労働災害防止の指導・啓発を行う。

労働災害（休業4日以上）の発生状況



【①】 熱中症予防街頭キャンペーンの様子



【②】 レノファ健康・元気体操の様子



第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

4 安全と健康に働くことができる環境づくり

(3) 第14次労働災害防止計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

労働者の健康確保対策の推進

- メンタルヘルスの取組状況は、ストレスチェック制度が義務化されている労働者50人以上の事業場では98%以上となっているものの、30人から49人までの事業場では86%である（30人未満事業場は把握なし）【①】。
- 労働者50人未満の事業場のストレスチェック実施率を5割以上とする（第14次防目標）。30人未満事業場に対するメンタルヘルス対策の推進。また、労働者50人未満の事業場の治療と仕事の両立支援ガイドラインの認知度を80%（令和4年度調査）から100%に高める。

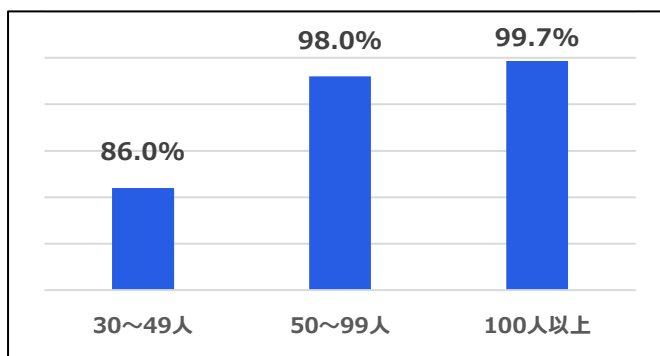
<これまで（今年度）の取組>

- ・大塚製薬(株)と「包括連携協定」を締結し【②】、働く世代の健康確保対策について協力を行った。
- ・職場のメンタルヘルス対策に係る自主点検を実施（対象796事業場、回答率23.2%）し、その結果を山口労働局ホームページに公表するとともに、関係団体（22団体）に要請。
- ・労働者数300人未満の事業場（対象1,000事業場）に対し、短時間労働者の健康診断の周知のため、自主点検を実施。
- ・産業保健活動が低調な事業場に対して、山口産業保健総合支援センターの利用勧奨を行った（185事業場）。
- ・産業医の選任義務のない中小規模事業者の産業保健活動支援として、地域産業保健センターの利用勧奨を行った（351事業場）。
- ・治療と仕事の両立支援推進チーム会議を開催し、推進チームによる初めてのセミナーを開催【③】。

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・引き続き、大塚製薬(株)との協定に基づく連携した取組を実施する（安全週間に大塚製薬から講演、熱中症予防セミナーの開催を予定）。
- ・治療と仕事の両立支援推進チームによる県内企業の実践事例集を活用した周知の取組を図る。

【①】メンタルヘルス取組事業場割合（令和7年1月末集計）



【②】大塚製薬との連携協定締結式



【③】治療と仕事の両立支援セミナー



第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

4 安全で健康に働くことができる環境づくり

（4）労災保険給付の迅速・適正な処理

- 労災補償行政の使命は、被災労働者に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付等を行うことにより、セーフティネットとしての役割を担うことにある。その役割を果たすために、認定基準に基づき適切に労災認定を行っている。【④】
- 過労死等事案については、脳・心臓疾患における業務の過重性や精神障害における業務の心理的負荷の強度の評価にかかる要因を確認する必要がある調査が多岐にわたることから、労災認定までに時間を要する事案が多い。

＜これまで（今年度）の取組＞

- ・ 過労死等事案、新型コロナウイルス感染症の請求事案について、認定基準に基づき適切な認定を行った。【②】 【③】

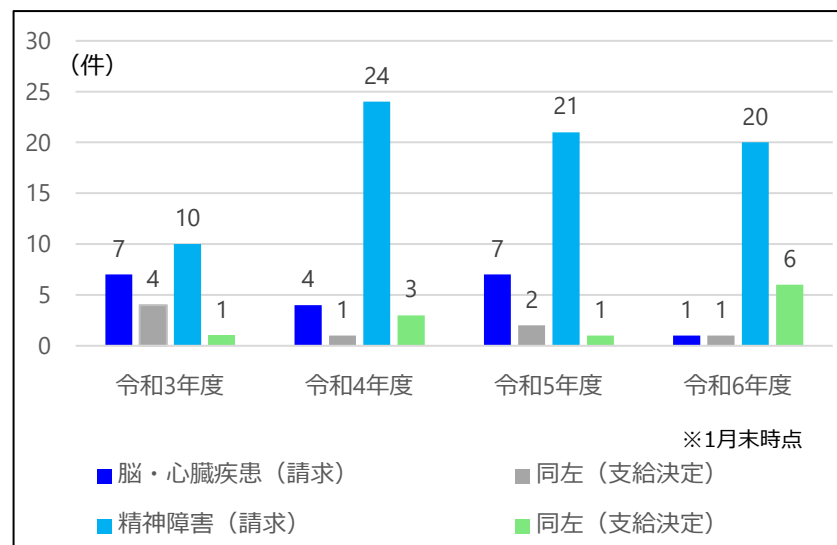
＜今後の取組（来年度に向けた方針）＞

- ・ 過労死等事案については、組織的な対応を徹底し、認定基準の適切な運用により、的確な労災認定を行っていく。
- ・ 引き続き、業務に起因して新型コロナウイルスに感染した場合は、労災保険給付の対象となることについて、周知に取り組む。
- ・ 迅速かつ公正な事務処理を実施していくために、職員の育成及び資質向上を図る。

【①】 労災認定業務の一場面



【②】 過労死等事案の請求及び支給決定件数



【③】 過労死等事案の請求件数の多い業種

※令和3年度～令和7年1月末まで

脳・心臓疾患

	業種（大分類）	請求件数
1	運輸業、郵便業	5
2	製造業	4
3	建設業	3

精神障害

	業種（大分類）	請求件数
1	製造業	19
2	医療、福祉	14
3	運輸業、郵便業	8

第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

5 多様な働き方、働き方・休み方改革

(3) 年次有給休暇の取得促進に向けた働き方等の見直しのための支援等の実施

- 年次有給休暇の取得促進に向けて、平成31年4月から全ての企業において、年10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対して、年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられている。
- 年次有給休暇は、働く方の心身のリフレッシュを図ることを目的としており、夏季や年末年始における年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するため、働き方・休み方の見直しを促すポスターを使用者団体や県市町、労働組合等に配付し、広報を行った。
- 令和7年までに年次有給休暇取得率70%以上とする政府目標が掲げられており、一層の取組を推進することが求められている。【①】

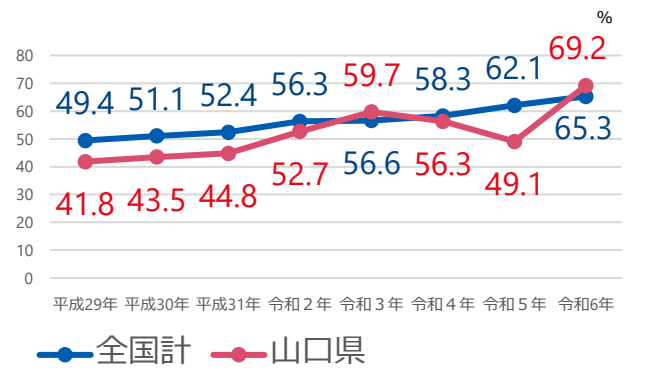
<これまで(今年度)の取組>

- ・労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業を支援する「働き方改革推進支援助成金」【②】について、使用者団体、生活衛生同業組合、金融機関、県市町等に対して、ホームページや広報誌への掲載を依頼。(4月)
- ・山口県における取組(「家族でやま学の日」、「とも×いく」)と連携したオリジナルポスター・リーフレットを作成し、使用者団体、労働組合、県市町、金融機関に対して掲示・配架を依頼。(10月：年次有給休暇取得促進期間)【③】

<今後の取組(来年度に向けた方針)>

- ・10月の「年次有給休暇取得促進期間」や夏季、年末年始等の年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う。
- ・山口県における取組(「家族でやま学の日」)に合わせて年次有給休暇が取得できるように効果的な広報を展開する。

【①】年次有給休暇取得率の推移
(山口県・全国)



※令和6年就業条件総合調査の特別集計を基に厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室が作成

【②】令和6年度 働き方改革推進支援助成金
申請等状況

コース名	申請件数	交付決定件数
業種別課題対応コース	14件 (6件)	8件 (4件)
労働時間短縮・年休促進支援コース	36件 (30件)	15件 (23件)
勤務間インターバル導入コース	0件 (2件)	0件 (2件)
団体推進コース	6件 (1件)	3件 (1件)

※件数は令和7年1月末現在、()は前年同月数値

【③】山口県との連携リーフレット

第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

6 多様な人材の就労・社会参加の促進

(2) 障害者の就労促進

○ 令和6年4月から障害者法定雇用率が引き上げになったことについて、広くセミナーの開催やハローワークの事業所訪問等を通じて、事業所への周知を図り、障害者雇用を促進してきた。【①】

また、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター・山口障害者職業センター等による「チーム支援（企業・障害者）」の積極的な実施に取り組むとともに、ハローワークに配置した専門のサポーターによる「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の開催（累計110回、3,173人受講）等により、障害者就職件数は、過去最多であった令和5年度を上回るペースで進捗している。【②】

＜これまで（今年度）の取組＞

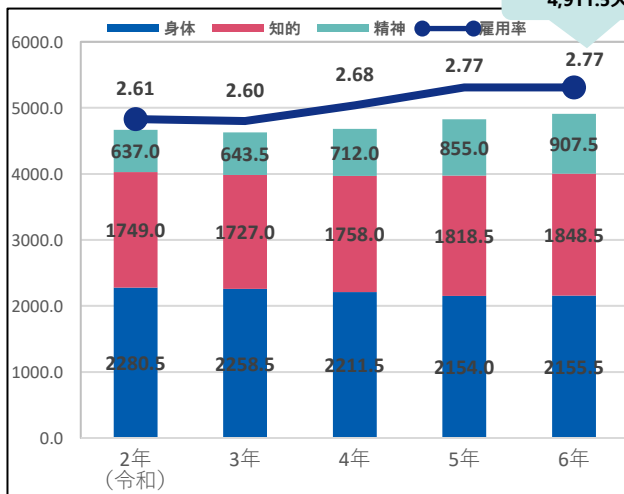
- ・主に未達成企業を対象とした「事業主支援ワークショップ」を山口障害者職業センターと共催で年2回開催。また、各ハローワークにおいても事業主向けセミナーを開催し、障害者雇用の促進を図った。【③】
- ・「チーム支援（企業・障害者）」を円滑に実施するため、労働局と、ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターの連絡会議を開催し、連携強化を図った（8～10月に6センター実施）。
- ・「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の集合講座をオンラインにより、令和7年1月～2月に3回開催。

＜今後の取組（来年度に向けた方針）＞

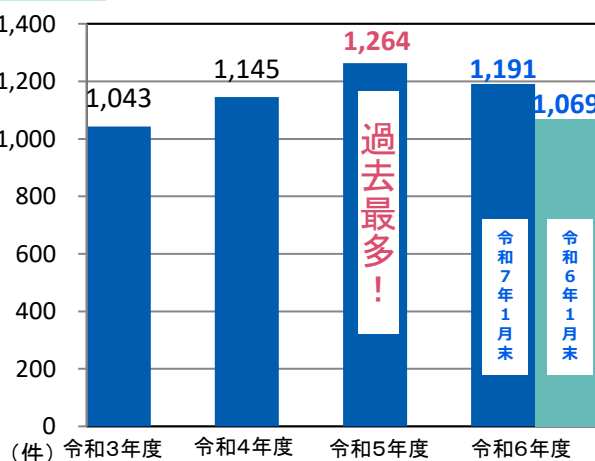
- ・未達成企業を中心に障害者雇用を推進するとともに、令和7年4月から予定されている除外率の引下げ及び令和8年7月からの法定雇用率引上げについて、企業に対し周知を図る。
- ・法定雇用率引上げにより、新たに未達成企業となった企業に対し「チーム支援（企業・障害者）」を積極的に実施する。
- ・精神障害の長期療養者に対する社会復帰支援のため、労働基準監督署と連携した就職支援を実施する。【④】

【①】 民間企業の障害者雇用状況

令和6年度障害者雇用者数は
4,911.5人で過去最多！



【②】 障害者の就職件数



【③】 セミナーの開催

令和6年度 障害者雇用に向けた 事業主支援ワークショップ

開催のご案内

「障害者雇用を推進したいけれど何から始めようか分からない...」
「すでに障害者を雇用しているけれどもっと支援を受けたい...」
「障害者雇用について疑問や不安がある...」
など、様々な疑問や不安を解消し、障害者雇用の推進を図ります。

※「事業主支援ワークショップ」を開催いたします！
実際に障害者雇用を行っている事業主の方による講演や、質問応答等も行う予定です。是非、お参加ください。

日時：令和7年1月22日(水) 13:30～15:30

場所：厚しうんとくど参つ（下松中央公民館）
下松市大手町2丁目3番1号

対象：事業主向け（定員10名程度）
内容：障害者の労働環境、法定雇用率の引き上げ、助成金、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターの活用等。

お申し込み方法

令和7年1月15日(水)までに、下記内容にご返信のうえ、
電子メール「hw-tokudam@yamaguchi.go.jp」までお申し込みください。
※申し込みの受付は、電話・来場・郵送でも受け付けます。
※参加費：無料。お申し込みは、お申し込みの受付時間内までにお申し込みください。
※定員：10名程度。定員に達した場合は、抽選となります。

お問い合わせ先：ハローワーク下松 総務課 電話：0833-141-0870

【④】 窓口周知リーフレット

社会福祉支援により就職を希望される皆さまへ
ハローワークは、就職を希望する長期療養者の方に
専門的な支援を行っています！

仕事をしたいと思ったら、まずハローワークへお越しください。
ハローワークでは、皆さんの就職希望の分野、仕事に関する情報を提供し
たり、就職に関する相談に応じるなど、きめ細やかな支援を行っています。

は仕事したいが、不安がある。
※仕事したいが、自分の能力が足りないのではないか、という不安がある場合は、ハローワークの職業指導員が、あなたの能力を伸ばすための支援を行います。
※仕事したいが、自分の能力が足りないのではないか、という不安がある場合は、ハローワークの職業指導員が、あなたの能力を伸ばすための支援を行います。

どのような仕事があるのか分からない。
※仕事したいが、自分の能力が足りないのではないか、という不安がある場合は、ハローワークの職業指導員が、あなたの能力を伸ばすための支援を行います。
※仕事したいが、自分の能力が足りないのではないか、という不安がある場合は、ハローワークの職業指導員が、あなたの能力を伸ばすための支援を行います。

採用希望で、自分のことをうまく説明する自信がない。
※仕事したいが、自分の能力が足りないのではないか、という不安がある場合は、ハローワークの職業指導員が、あなたの能力を伸ばすための支援を行います。
※仕事したいが、自分の能力が足りないのではないか、という不安がある場合は、ハローワークの職業指導員が、あなたの能力を伸ばすための支援を行います。

就職希望があるが、自分のことをうまく説明する自信がない。
※仕事したいが、自分の能力が足りないのではないか、という不安がある場合は、ハローワークの職業指導員が、あなたの能力を伸ばすための支援を行います。
※仕事したいが、自分の能力が足りないのではないか、という不安がある場合は、ハローワークの職業指導員が、あなたの能力を伸ばすための支援を行います。

詳しくは、お住まいの地域のハローワーク（職業指導員）へご相談ください。

第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり
7 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

(1) 就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口等における就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の推進

(2) 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代を含む就労自立支援

- 就職氷河期世代の不安定就労者・無業者を対象として、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、各種セミナーや就職面接会の開催、公的職業訓練等必要な能力開発のあっせん、求職者の適正・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援等、安定した雇用の実現等に向けた一貫した伴走型支援を実施している。【①】
- ハローワーク宇部に設置した就職氷河期世代専門窓口（以下「専門窓口」という。）利用者の令和6年11月時点における正社員就職率は36.4%で、前年同月比2.6ポイント減少。【②】
- 県内4カ所に設置する地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）では、就労に当たって様々な課題を抱える若年無業者や就職氷河期世代の職業的自立に向けた各種プログラムや職場定着のための支援メニューを実施している。

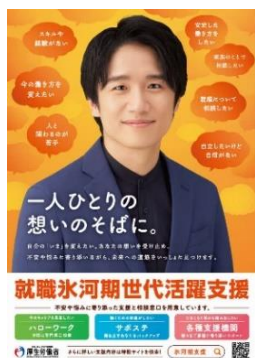
＜これまで（今年度）の取組＞

- ・ハローワークにおいて求職者向けセミナー、企業説明会・相談会を実施し、会場には、サポステが個別相談ブースを設置。【③】
- ・10月からハローワーク宇部において、マネープランの支援策として、ファイナンシャル・プランナーによる巡回相談を毎月開催。【④】

＜今後の取組（来年度に向けた方針）＞

- ・ハローワークに就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口を設置して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適正・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援等、就職から職場定着まで一貫した支援を、専門担当者によるチーム支援で計画的かつ総合的に実施する。

【①】就職氷河期世代支援



【②】ハローワーク宇部専門窓口案内



【③】就職氷河期世代向けセミナー



安定所	開催日	安定所	開催日
萩	8月28日 (水)	下松	9月27日 (金)
岩国	9月30日 (月)	山口	10月23日 (水)
下関	11月26日 (火)	徳山	12月9日 (月)
柳井	12月11日 (水)	防府	1月22日 (水)
宇部	11月20日 (水)	※宇部所以外は委託 事業として実施	

【④】FP相談会

**正社員を目指す、就職氷河期世代(35〜56歳)の方を対象
 ファインシャルプランナー(PF)による相談会**

**ハローワークでファイナンシャルプランナー(PF)
 と「お金」の相談が無料でできます！**

日程	月 10:30~11:27(木) 12:24(金) 火 7:12(金) 1:26(土) 3:26(日)
時間	13:30~15:15:00〜 各回80分
場所	ハローワーク宇都 2階会議室
対象者	正社員を目指す35〜56歳で、 ハローワークにて求職登録されている方

★ご相談いただける内容★

- ・現在の家計管理について
- ・将来の備えについて
- ・失業中のお金のやりくりについて
- ・生命・年金・保険について
- ・その他税制度に関する各種生活相談
 (事前にお伺いします)

※ 1人1人のご相談に15分程度を予定しております。
 相談の順番は先着順です。
 申し込みは、お電話または来場にて。
 申し込み先：〒350-0801 宇都宮市下都賀1-1-1 日本郵政株式会社 宇都宮郵便局 2階 相談コーナー

先着順・手約制 1回限り 相談料無料

【申し込み方法】お電話または来場にて、お申し込みください。お申し込み後、お電話または来場にてお申し込みの受付が完了します。

お申し込み、お電話、お申し込み先
 宇都宮市下都賀1-1-1 日本郵政株式会社 宇都宮郵便局 2階 相談コーナー
 受付時間：月～金 9:00～17:00 土・日 9:00～16:00 0164-2811 (内線2141・41)

第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

7 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

(3) 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援

- オンライン面接等の普及により、就職活動の方法に変化が見られる中、学生の個々のニーズに応じて、個別支援を実施する必要がある。また、ヤングケアラーなど、家庭・経済的環境により、就職活動に際して特別な支援ニーズを有する学生への支援も必要とされている。
- 山口市に設置した山口新卒応援ハローワーク（以下「新卒ハローワーク」という。）及び各ハローワークに配置した就職支援ナビゲーター（以下「ナビゲーター」という。）が大学等と連携して、担当者制の個別支援による面接対策、各種セミナー、就職後の定着支援【①】など、就職実現までの一貫したきめ細かな支援を実施している。
- 課題を抱える学生を早期に把握し、ハローワーク等へ誘導し、きめ細かな支援を実施する必要がある。特に就職活動の開始が早い学生と遅い学生の二極化は顕著で、その差は拡大しており、開始が遅い学生の支援を十分に行う必要がある。

<これまで（今年度）の取組>

- ・ナビゲーターの支援による就職件数は目標2,053件に対して、実績1470件、達成率71.6%（11月末現在）。
- ・YouTube【②】を活用した新卒ハローワークの周知を行うとともに、LINEやInstagram【③】を活用した企業説明会、セミナー開催情報及び就職活動におけるワンポイントアドバイスなどの情報発信を実施。
- ・若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を「ユースエール認定企業」として、今年度新たに9件認定。【④】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・SNS等の更なる活用、地方公共団体の広報誌や局ホームページを活用したハローワーク等の利用を周知する。
- ・課題を抱える学生や就職活動の開始が遅い学生に対しては引き続き、大学等と連携してフォローアップを実施し、新卒ハローワークでのセミナー参加や大学等への巡回相談を通じて、個別支援の実施する。

【①】ハローワークの支援メニュー

あなたの就活ハローワークがサポートします!

「ハローワーク」って、仕事を探す人が行くところだと思いませんか？
ハローワークでは、若年者・高卒者のための支援を行っています。
就職に関する相談や職業紹介はもちろん、通学資金や生活費など、皆さんの生活に役立つサービスを提供しています。
ぜひ、お気軽にお越しください。
山口新卒応援ハローワークの支援メニューをYouTubeで配信していますので、ぜひご覧ください。

山口県内ハローワークの連絡先

ハローワーク名	電話番号
山口県庁内ハローワーク	083-478-0580
山口県庁内ハローワーク	083-922-0583
山口県庁内ハローワーク	083-222-0583
山口県庁内ハローワーク	083-222-0583
山口県庁内ハローワーク	083-222-0583
山口県庁内ハローワーク	083-222-0583
山口県庁内ハローワーク	083-222-0583
山口県庁内ハローワーク	083-222-0583
山口県庁内ハローワーク	083-222-0583
山口県庁内ハローワーク	083-222-0583

新卒者・高卒者の皆さん！
ハローワークを上手に使って
就活しよう！！

山口新卒応援ハローワーク・ハローワーク

【②】YouTube

やまぐち・ハローワークチャンネル

**山口新卒応援ハローワークは、
学生・生徒、既卒者の方、正規雇用を目指す
45歳未満の方の就職を支援する厚生労働省の
施設です。**

山口新卒応援ハローワークってどんなところ？
1101 回視聴 2 年前 #ハローワーク ...その他

やまぐち・ハローワークチ... 233

チャンネル登録

【③】SNS等

**山口新卒応援ハローワーク
Instagram
はじめました**

企業説明会やセミナーなどの
イベント情報をキャッチ！

New! Instagram

LINE

山口市小郡寺町 1-1-1
KDDI 熊新ビル 3F
山口新卒応援ハローワーク
TEL: 083-973-8080

【④】ユースエール認定交付式



(ハローワーク下松 1月10日)